

事業承継税制の主な要件

事業承継税制適用のための被相続人、 相続人および会社の主な要件

被相続人の要件 (先代経営者)	①その会社の代表者であったこと																				
	②その会社の発行済株式等について、同族関係者とあわせてその過半数を保有していること																				
	③その同族関係者(事業継承相続人を除く)の中で筆頭株主であったこと																				
相続人の要件 (後継者)	①円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせてその過半数を保有すること																				
	②その同族関係者の中で筆頭株主であること																				
会社の要件	①中小企業基本法における中小企業であること																				
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>資本金</th> <th></th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業 その他</td> <td>3億円以下</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">または</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td></td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②個人資産の管理を行う資産保有型会社または資産運用型会社ではないこと</p> <p>③風俗営業会社ではないこと</p>		資本金		従業員数	製造業 その他	3億円以下	または	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5000万円以下	50人以下	サービス業		100人以下			
	資本金		従業員数																		
製造業 その他	3億円以下	または	300人以下																		
卸売業	1億円以下		100人以下																		
小売業	5000万円以下		50人以下																		
サービス業			100人以下																		